

関財統証3第38号
平成27年6月30日

プリベントホールディングス株式会社
代表清算人 久米 慶 殿

関東財務局長 細 田 隆



有価証券報告書の提出を要しない旨の承認について

平成27年6月30日付で提出のあった申請書については、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第4条第2項の規定により有価証券報告書の提出を要しない旨承認することとしたから通知する。

（注意）下記事項参照の上、金融商品取引法違反を生じないように、十分ご注意ください。詳しくは、金融商品取引法をご確認下さい。

（一）有価証券報告書の提出を要しない旨の承認を受けた者は、毎事業年度（承認の申請があった日の属する事業年度（その日が事業年度開始後3月以内の日である場合には、その直前事業年度）及び当該事業年度終了の日後4年以内に終了するものに限る。）経過後3月以内に次に掲げる書類を金融庁長官に提出しなければならない。（金融商品取引法施行令第4条第3項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第16条第4項及び第5項）

- 1 当該事業年度の末日における株主名簿の写し
- 2 当該事業年度に係る会社法（平成17年法律第86号）第438条に掲げるもので、定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたもの

（二）金融商品取引法施行令第4条第2項各号に該当しないこととなったときは、その日の属する事業年度（その日が事業年度開始後3月以内の日である場合には、その直前事業年度）から有価証券報告書を提出しなければならない。（金融商品取引法施行令第4条第2項）